

北本市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度による北本市への寄附の促進と北本市の魅力向上や地元特産品のPR、販売促進及び地域経済の活性化等の相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をした市外在住の個人に対して贈呈する商品やサービス(以下「返礼品等」という。)を提供する協力事業者の募集について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 市内に事業拠点(本店、支店、営業所又は工場)を有する法人、その他の団体又は個人事業主であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 市内で生産、製造、加工、販売、サービス又は企画等がなされていること。
 - (2) 北本市の魅力を発信する商品・サービスであること。
 - (3) 全国各地に発送が可能で、かつ安全に送付することができるもの。サービスの場合は、市内で提供されるものであること。
 - (4) 飲食物の場合は寄附者に到着後、7日程度の消費期限が保証されるものであること。
 - (5) 数量的に安定供給が見込めるものであること。(期間限定、数量限定の場合、提供期間内の安定供給が見込めるもの。)
 - (6) 市からの依頼後、速やかに商品の発送又はサービスの提供ができること。
- 2 返礼品等の提案価格は消費税、梱包代等の必要経費を含み、次のとおりとする。なお、実際に要した返礼品等の代金及び送料は、協力事業者からの請求に基づき市が支払うものとする。

寄附金額	提案価格(税込み・送料は除く)
5,000円以上	1,500円以下
10,000円以上	3,000円以下
15,000円以上	4,500円以下
30,000円以上	9,000円以下
50,000円以上	15,000円以下
100,000円以上	30,000円以下
200,000円以上	60,000円以下

ただし、上記の要件に適合しても、市が返礼品等として適当でないとした場合は、この限りでない。

(募集期間)

第4条 協力事業者の募集は、原則として随時行うものとする。

(申込方法)

第5条 協力事業者の申込みをするものは、別紙「北本市ふるさと納税返礼品等提案申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、次の各号に掲げる添付資料とともに持参、郵送、ファックス又は電子メールにより北本市企画財政部企画課まで提出するものとする。なお、電子メールによる提出の場合は、押印箇所があるため、PDF形式等押印が確認できるデータで提出するものとする。

(1) 商品・サービスの写真(画像データ)

(2) 事業者概要及び商品・サービスの内容がわかる資料

(※該当資料がない場合は、添付不要)

(選考方法等)

第6条 提出書類を基に、本市への寄附金に対する返礼品等として適当であると認められるか総合的に判断し、その結果を、申込者に文書により通知するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 協力事業者は、本事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、北本市個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならない。市から提供した寄附者の個人情報は、返礼品等を送付する目的以外に使用してはならない。協力事業者に選定された場合は、市と「個人情報の保護に関する覚書」を取り交わすものとする。

(留意事項)

第8条 申込みに当たっては、次の各号に掲げる事項を承諾することとする。

(1) 返礼品等は寄附申込み時に寄附者が選ぶものであり、提供した返礼品等が選択されない場合もあること。

(2) 協力事業者は次の事項が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

ア 承認された返礼品等を変更又は辞退しようとする場合
イ 返礼品等の品質、発送及び提供の過程等において事故等の問題が発生した場合

(3) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告すること。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負わないこと。

(4) 市は、登録された協力事業者や返礼品等が本要領第2条及び第3条に掲げる要件に適合しなくなったと認める場合又は提供される商品・サービスが返礼品等として不適切であると判断した場合は、その登録を取消すこと。

(5) 市は、登録後、申込内容に虚偽が発覚した場合又は市に損害を及ぼす行為があった場合はその登録を取消すこと。

(6) 提出された申込書及び添付書類は返却しないこと。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月31日から施行する。